

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

■ 施策体系

基本目標	施策の方向	主要施策
1 子どもを 生み、 育て やすい 環境 づくり	(1) 親子の健やかな成長を支える 母子保健・医療体制づくり	安心・安全な妊娠・出産及び不妊治療のための支援 母子の健康保持・増進のための支援 食育の推進 歯科保健対策の充実 思春期保健対策の充実 小児医療体制の充実
	(2) 支援の必要な家庭や子どもの 自立を支える環境づくり	児童虐待防止の推進と要保護児童への支援 ひとり親家庭への支援の充実 障がい児等の療育体制の充実
	(3) 地域で安心・安全に子育てがで きる環境づくり	子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり 子どもと子育て家庭にとって安心・安全な地 域環境づくり 子どもと子育て家庭にとって安心・安全な居 住環境づくり
	(4) 子育ての経済的負担の軽減	医療費等の助成 就園・就学助成 保育料の適正化 各種手当等の支給 奨学金等の普及・啓発
2 子育てと 仕事を 両立 でき る 環 境 づ く り	(1) 多様なニーズに対応した保育 サービスの推進	多様なサービスの充実と保育内容の質の向上 保育所施設の整備・充実 保育所運営に対する支援 放課後児童対策の充実
	(2) 仕事と生活の調和の実現をめ ざした取組みの推進	継続就労可能な職場環境の整備のための働き かけ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・ balan ス）に関する広報・啓発
	(3) 男女が共同し取り組む子育て の推進	男女共同参画に関する意識啓発、活動への支 援の推進 男性の子育て・家庭生活への参加促進

基本目標	施策の方向	主要施策
3 ・地域で支える子育ての環境づくり	(1)子育てに関する相談・援助体制の充実	子育てに関する総合相談窓口の整備 専門機関における相談機能の充実と連携の強化 地域等における子育て相談支援機能の充実 子育て支援のためのネットワーク化の推進
	(2)子育てに関する情報提供の充実	多様な媒体、関係機関と連携した情報提供の促進
	(3)子育てに関する学習機会の充実	家庭教育の情報提供と機会の充実 親子のふれあい体験機会の充実 親意識の醸成
4 ・次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり	(1)子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくり	生命・人権を大切にす教育・保育の推進 相談・支援体制の充実 子どもの意見表明・意見反映の機会の提供
	(2)子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実	地域に開かれた学校づくりの推進 生きる力を育む学校教育の推進 特別支援教育の充実
	(3)子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実	多様な体験機会の充実 スポーツ・レクリエーション活動の充実 遊び環境の整備・充実
	(4)子どもの健全な成長を支援する環境の充実	子どもの自立を促す支援事業の推進 子どもの健全育成活動の推進
	(5)子どもが安心・安全に暮らせる環境の充実	交通安全対策の推進 子どもが犯罪等に巻き込まれない地域づくり

1

子どもを生み、育てやすい環境づくり

(1) 親子の健やかな成長を支える母子保健・医療体制づくり

施策目標

- 妊娠期の健康保持・増進をはじめ、子どもの健全な成長や発達を促進するための各種相談・支援体制など、子ども・保護者一人ひとりに対するきめ細かな保健サービスの提供を通じ、本市で子どもを生み育ててよかったと感じる市民を増やします。
- 子どもの急病時の対応など、必要に応じて適切な医療が受けられる体制を整備するとともに、保健と医療の連携の強化を通じ、本市では安心して子育てができる環境が整備されていると評価する市民を増やします。

【主要施策】

安心・安全な妊娠・出産及び不妊治療のための支援

妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、育児に自信をもって取り組めるよう、妊娠期の過ごし方や出産準備、出産後の子育てに関する相談体制や情報提供を充実します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
妊婦健康診査事業	妊娠中の健康問題を早期に発見し適切な指導を行い、流産や早産、妊娠中毒症などを防止するため、引き続き事業の推進を図ります。	健康推進課
両親教室事業	妊娠中から出産・育児に関する知識を深めることを通じ、子どもを生み育てることに安心感をもたらすとともに、夫婦が共同して子育てを行うことを促すため、引き続き事業の推進を図ります。 また、最新の妊娠・出産に関する情報を取り入れるなど、事業内容を充実します。	健康推進課
不妊治療の給付事業	子どもが生まれにくい夫婦の不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する経費の一部を引き続き助成し、次世代育成支援の一助とします。	医療年金課

母子の健康保持・増進のための支援

子どもの健やかな成長と親の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達や健康状態を確認し、疾病や障がいの予防・早期発見・早期対応を図ります。

また、子どもの健康や子育てに関する相談体制・情報提供の充実を図り、子どもの健やかな成長・発達への支援を推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
新生児訪問事業	新生児家庭に対し保健師・助産師等が訪問して健康状態の観察と相談、母子保健サービス等の紹介を実施し、育児や子どもの成長・発達に対する保護者の不安軽減を図るとともに、地域の育児支援機関等を紹介し母子の孤立化を防ぎ、虐待を未然に防止するための一助とします。	健康推進課
育児支援事業	育児や栄養、う歯予防などに関する情報提供とともに、子育てに不安を抱く保護者どうしの仲間づくりを促進するため、引き続き事業を推進し、安心して子育てができる環境づくりを図ります。	健康推進課
母子健康手帳	妊娠から出産、子育てを記録する手帳を交付し、妊娠中や子育て中の不安の軽減を図るとともに、母子の健康管理と健康保持に関する情報提供を図ります。	
子育てふれあい教室	生後1～4か月児とその保護者を対象に、ベビーボックスを取り入れた親子ふれあいの場の提供を通じ、楽しく子育てができる機会を推進します。	
離乳食教室	生後6か月児の保護者を対象に、試食を取り入れるなど、管理栄養士による指導を通じ、子どもの成長発達に応じた食事についての知識の普及を推進します。	
10か月児教室	生後10か月児の保護者を対象に、食事と発達・育児の講話や育児相談・栄養相談、親子遊びの実践などを通じ、離乳食後期から完了期までの子育てにおいて必要な知識の普及を推進します。	
1歳3か月児教室	生後1歳3か月児の保護者を対象に、歯磨きに関する講話や歯科・栄養・育児相談、親子遊びの実践などを通じ、当該時期の子育てにおいて必要な知識の普及を推進します。	
乳幼児健診事業	乳幼児の発育や身体の状態、精神・運動発達、視聴覚、歯科の状況などを把握し、適切な指導や育児相談などを行うとともに、健診内容の充実や健診従事者の資質向上を図ります。 また、乳幼児健診に関する周知方法を充実し、健診未受診者を減らします。	健康推進課

事業名	今後の取組み	担当課
親子健康相談	子どもの成長や発達、栄養・育児などに関する個別相談に応じるとともに、仲間づくりや交流の場の提供などを通じ、妊娠期を安定して過ごし、乳幼児の健やかな成長・発達を促します。	健康推進課
ことばの相談・心理発達相談・ことばとあそびの教室	子どもの発達・育児などに関する様々な悩みや不安に対し、必要な時期に相談ができるよう、事業を充実します。 また、関係機関との積極的な連携を図り、発育や発達に関する情報収集や情報提供体制を充実します。	健康推進課
医師発達相談	子どもの発達・育児などに関する様々な悩みや不安に対し、必要な時期に医師に相談ができるよう、事業を充実します。 また、関係機関との積極的な連携を図り、発育や発達に関する情報収集や情報提供体制を充実します。	健康推進課
発達障がい児等支援（すくすく5歳児相談）事業【新規】	幼稚園や保育所など集団生活を開始する就学前の年中児とその保護者を対象に、発達障がいをもつ子どもの発見と保護者や就学前児童が利用する機関に対する相談支援を実施します。	健康推進課

食育の推進

乳幼児期から正しい栄養の摂り方や適切な食生活など「食育」に関する啓発を推進し、調理する、楽しく食べるといった食生活全般にわたる学習機会の提供と知識の普及を図ります。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
食育推進事業【新規】	両親教室や離乳食教室、乳幼児健診などを通じて、望ましい食習慣が身につくよう、実践的な学習や実習および個別アドバイスを実施します。 また、健康教室や健康相談として、地域に出向き、食生活に関する講座や個別相談を実施します。	健康推進課

歯科保健対策の充実

乳幼児期から歯の健康について考え、学べる機会の充実を図ることにより、むし歯予防に関する基礎知識の啓発・普及を推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
育児支援事業 (再掲)	62頁「育児支援事業」参照。	健康推進課
乳幼児健診事業 (再掲)	62頁「乳幼児健診事業」参照。	健康推進課

思春期保健対策の充実

学校保健と連携し、生命の尊重や自他を大切にすることを基本とした性に関する正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

小児医療体制の充実

親子がいつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、救急医療体制の充実を図るとともに、救急医療に関する情報提供や啓発、保護者の医療費負担の軽減に努めます。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
母子医療費支給事業	高等学校までの子どもがいる母子家庭や、3親等までの親族に扶養されている両親のいない高等学校までの児童に対して医療費の助成を引き続き実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 また、父子家庭に対する助成を検討します。	医療年金課
子育て支援医療費助成事業	乳幼児及び小学6年生までの児童の医療費の一部助成を引き続き実施し、子育て家庭の医療費負担の軽減を図ります。	医療年金課

(2) 支援の必要な家庭や子どもの自立を支える環境づくり

施策目標

- ひとり親家庭や障がいのある人たち、子どもたちなど支援が必要だと考えられる人が、より豊かで充実した生活が営めるよう、自立を支え、生活の安定を図るさまざまな支援の推進を通じ、本市がノーマライゼーション*の環境が整ったまちであると評価する市民を増やします。
- 児童虐待防止対策の一層の推進により、本市は児童虐待がないまちであると評価する市民を増やします。

*

【主要施策】

児童虐待防止の推進と要保護児童への支援

児童に対する虐待防止・早期発見について地域住民に対する啓発を推進し、地域における虐待防止のための子育て支援体制の充実を図ります。

また、保健・福祉・医療・教育・警察等関係機関による児童虐待防止ネットワークの連携を強化し、児童虐待対策を推進することで、虐待のないまちづくりをめざします。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
育児支援家庭訪問事業	医療や療育・教育機関等との連携や情報交換に一層の取組みに努め、発達面の経過観察が必要な子どもや育児支援が必要な家庭に対し、個別訪問を通じて継続的な支援を実施し、児童虐待の未然防止を図ります。 また、適切な時期に訪問できるよう支援体制の充実を図ります。	健康推進課
長岡京市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応を図るため、関係機関や市民への啓発活動に努めます。 また、要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別ケース会議)の開催及び主任児童委員との定期的な情報交換や関係機関等との連携を図り、児童虐待に関する情報の共有化と迅速な対応に努めます。	児童福祉課

* ノーマライゼーション：障がい者や高齢者に関らずあらゆる人が、社会のなかで他の人びとと同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の個別のニーズに応え、経済的基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、適切な支援、福祉サービスの充実を図ります。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
母子福祉団体補助事業	ひとり親家庭の自立促進及び家族間の交流事業等を行っている母子福祉団体への継続的な支援を実施し、ひとり親家庭に対する一層の福祉の増進を図ります。	児童福祉課
母子家庭奨学金等支給事業(府事業)	京都府が実施している奨学金制度の利用促進を図るため、「広報長岡京」への掲載及び窓口での案内等により制度を周知します。	児童福祉課
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母の就業を支援し、経済的な自立を促進するため、職業能力開発のための講座を受講・終了した方に対し、経費の一部を助成(自立支援教育訓練給付金)します。 また、看護師や介護福祉士等の資格取得のため養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し資格取得が見込まれる方に対し、給付金及び一時金(高等技能訓練促進給付金等)を支給します。	児童福祉課
母子自立支援相談事業	母子家庭の母の就労支援、子どもとの関係、離婚問題等に関する相談支援を引き続き実施します。	児童福祉課

障がい児等の療育体制の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいをもって生活が送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、社会全体で障がいのある子どもに対する健やかな育成に取り組みます。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
障がい者サービス利用支援事業	日常生活を営むのに支障のある心身障がい者(児)が、ホームヘルプや通所による日中活動をはじめとした障害福祉サービスを利用し、安定した生活を送れるよう、ニーズを踏まえたサービスの充実に努めます。 また、障がいに応じた適切なサービスが利用できるよう、相談支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課

事業名	今後の取組み	担当課
障がい者（児）移動支援事業	全身性障がい者（児）、視覚障がい者及び知的障がい者（児）が積極的に外出し、社会参加がより行いやすくなるよう、移動支援事業の充実に努めます。	障がい福祉課
障がい者（児）デイサービス事業	民間事業者の参入を働きかけ、サービス提供基盤の充実に努め、障がい者（児）の療育体制の拡充及び介護者の介護負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
障がい者（児）短期入所事業	圏域自治体や関係事業所との連携のもと、サービス提供基盤の整備・構築に努め、障がい者（児）が希望に応じ利用できる体制づくりに努めます。	障がい福祉課
福祉機器等給付事業	福祉機器等を給付し、日常生活上の利便向上や介護者の介護負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
日常生活用具の給付・貸与	在宅の重度障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与を行います。	障がい福祉課
「障がい者福祉のしおり」の発行	障がい者や介助者に対し福祉サービスの内容や相談・申込み等の窓口を紹介した冊子です。利用者が必要とする情報を得られるよう内容の質的向上を図っていきます。	障がい福祉課
障がい者等に対する就労支援のあり方検討	重度障がい者等に対する就労支援や身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の障がい特性に応じた多様な就労支援のあり方について検討します。	障がい福祉課
養護学校卒業予定者の進路に関する支援	今後も、圏域の課題を協議する場である障害者自立支援協議会や関係事業所と連携を図りながら、養護学校卒業生の進路保障に努めます。	障がい福祉課
授産施設、共同作業所等の拡充	養護学校の卒業生を中心に、福祉的な就労の場のニーズは引き続き見込まれることから、乙訓地域のみならず、京都市などの周辺地域に所在する事業所を含め、利用可能な事業所の拡大を図ります。 また、国・府の補助金を活用しながら、活動内容の充実に必要な支援を検討します。	障がい福祉課
障がい者愛のタクシー扶助事業	身体障害者手帳1・2・3級（下肢・体幹・平衡機能・運動機能・内部機能・視覚障害に限る）、療育手帳Aの障がい者に対し、タクシー利用券を交付し、タクシー料金の一部を助成する事業です。 交付金額や交付対象者の範囲について、社会環境の変化や障がい者のニーズの把握に努め、より適切な制度のあり方を検討します。	障がい福祉課
心身障がい児通園事業（集団療育の充実に）	「乙訓ポニーの学校」に、心身に障がいのある就学前の児童が通園し、地域社会が一体となって、その成長を助け伸ばす事業です。 関係機関との連携を一層深め、心身に障がいのある児童の早期発見・早期療育体制の整備・充実に努めます。	障がい福祉課

事業名	今後の取組み	担当課
障がい児相談支援事業	<p>知的障がい児と保護者を対象に、地域における生活を支える為、療育指導、相談等を行う事業です。</p> <p>より一層、関係機関との連携を深める中で、早期発見・早期療育を可能とする体制の整備とともに、障がい児の地域における生活を支えるため、ライフステージに応じた適切な支援の実施に努めます。</p>	障がい福祉課
障がい者ネットワーク連絡調整会議	<p>福祉・保健・医療におけるサービス等の調整及び推進を行っている連絡会議です。</p> <p>本市の障がい福祉サービスのケアマネジメントの質的向上を図るため、対応困難ケースの支援のあり方についての検討等を行います。</p>	障がい福祉課
重症心身障がい者及び自閉症に対する支援のあり方の検討	<p>重症心身障がい者及び自閉症児(者)が必要なサービスを受給できるよう、児童デイサービス事業所や学校・保育所等の関係施設と連携を図りながら、個別のケアマネジメント会議を通じて適切な支給決定を行います。</p>	障がい福祉課

(3) 地域で安心・安全に子育てができる環境づくり

施策目標

- 道路環境の安全確保をはじめ、公共施設・公共交通機関のバリアフリー化、地域の防犯体制の強化などを推進することを通じ、子どもや高齢者、障がいのある人（児）など市民すべてが安心して、本市がさまざまな社会活動に参加できる環境が整ったまちであると評価する市民を増やします。

【主要施策】

子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

子ども連れでも安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路の段差解消などバリアフリー*化を促進します。

今後、新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザイン*の視点に立ち、子どもを含めたすべての市民が利用しやすい整備を推進します。

子どもと子育て家庭にとって安心・安全な地域環境づくり

家庭、地域、学校、地域の関係団体の連携・協力のもと、地域安全活動の強化をはじめ、犯罪を誘発する社会環境の改善、交通安全意識の啓発・普及などの活動を促進し、犯罪に巻き込まれたり交通事故に遭わないよう、子どもにとって安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。

<主要事業>

事業名	今後の取組み	担当課
通学安全対策事業	通学路における交通安全施設の整備に努めます。 また、通学安全整理員を配置し、通学時の子どもの安全確保に努めます。	学校教育課

*バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差を取り除くという意味。広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

*ユニバーサルデザイン：バリアフリーの考え方を発展させたもので、障がいの有無や年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、だれもが使いやすく、また、気持ちよく使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方。

事業名	今後の取組み	担当課
幼児、小・中学校 交通安全教育	交通安全意識の高揚を図るため、保育士・教諭や保護者など、対象に応じ日常的に指導が行える指導者の育成と支援に重点を置いた取組みを推進します。	土木課

子どもと子育て家庭にとって安心・安全な居住環境づくり

居住環境については、法律等の適用を受けている母子世帯に対し安価な家賃の住宅が利用できるようサービス情報の提供や相談体制の充実を図ります。

(4) 子育ての経済的負担の軽減

施策目標

- 乳幼児医療費や教育費等の負担の軽減、児童手当等諸制度の普及促進など、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めるとともに、保育や教育、医療等にかかる助成制度の充実など、子育ての経済的負担の軽減を図ることにより少子化の要因を低減し、本市の少子化の進行を抑制します。

【主要施策】

医療費等の助成

乳幼児など子どもの健康を守るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
母子医療費支給事業（再掲）	64頁「母子医療費支給事業」参照。	医療年金課
子育て支援医療費助成事業（再掲）	64頁「子育て支援医療費助成事業」参照。	医療年金課

就園・就学助成

幼児および児童・生徒の就園・就学を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、各種制度の普及・啓発に努めます。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
幼稚園就園助成事業	私立幼稚園に在園する3歳から5歳児及び満3歳児を持つ保護者に対し、入園料及び保育料を補助、助成することにより、私立幼稚園の入園を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
幼稚園設備費補助事業	私立幼稚園が幼児教育に必要な設備の購入費用に充てるための補助金を交付することで、継続して設備の充実を図り、幼児教育の振興を図ります。	教育総務課

事業名	今後の取組み	担当課
私立幼稚園心身障がい児教育振興補助金事業	心身障がい児を就園させている私立幼稚園に対し補助金を交付することにより、当該幼児の幼稚園教育を受ける機会の拡充を図ります。	教育総務課
小学校就学の援助事業・中学校就学の援助事業	生活保護を受けている世帯、またそれに準じる程度に困窮している世帯のうち、公立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者へ経済的援助（学用品費等、医療費、学校給食費を扶助）を行う事業です。 経済的に困窮している児童・生徒を対象に、申請に基づき認定を行っていますが、真に援助が必要な児童・生徒を把握するため、各小中学校や関係機関との連携を強化します。	学校教育課

保育料の適正化

乳幼児の就園を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育料の適正化に努めます。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
乳児保育委託助成事業	認可外保育施設等に児童の保育を委託している保護者に対し、所得に応じて助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。 今後は、認可保育所の保育料と均衡のとれた助成金の支給について検討します。	児童福祉課

各種手当等の支給

子育て中の家庭に対する経済的支援として、各種手当の制度の充実と普及・啓発に努めます。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
児童手当等支給事業	子どもを扶養している家庭に対して、児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当等を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。	児童福祉課
障がい児福祉手当	今後も対象となる児童・保護者に対して制度の周知に努め、支援を必要とする対象者に対し適切に支給します。	障がい福祉課
生活助成金支給事業（障がい者・母子家庭）	経済的支援を必要とする重度心身障がい児世帯や母子世帯の負担軽減を図る事業ですが、真に経済的支援を必要とする世帯に適正な支給ができるよう、支給対象・支給額等について検証・見直しを実施します。	障がい福祉課

事業名	今後の取組み	担当課
心身障がい者扶養 共済補助制度	心身障がい児(者)を扶養する人を加入者とし、一定の掛金を納めることで、加入者が死亡又は重度障害になった場合、心身障がい児(者)に終身給付金を支給する制度です。 心身障がい児(者)の将来の生活の安定と福祉の向上を図るため、引き続き補助を行う一方で、制度運営について見直しを図っていきます。	障がい福祉課

奨学金等の普及・啓発

就学・就労支援を目的とした奨学金制度等の普及・啓発に努めます。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
技能修得資金等支給事業(府事業)	経済的理由により、技能修得が困難な世帯であり、公共職業能力開発施設、専門学校等の技能修得施設で、技能を修得する子どもに対して、世帯の自立更生の支援を目的に支給される、技能修得資金と入所支度金の普及と啓発を図ります。	社会福祉課
母子家庭奨学金等支給事業(府事業)(再掲)	66頁「母子家庭奨学金等支給事業」参照。	児童福祉課

(1) 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

施策目標

- 待機児童が発生しないよう保育所や留守家庭児童会の定員確保や保育環境の整備・充実を図ることを通じ、本市は子育てをしながら安心して働ける保育環境が整っていると評価する市民を増やします。
- 多様化する保育ニーズに柔軟に対応する保育サービスの充実を図ることを通じ、本市では希望する時期に希望する保育サービスを利用できる環境が整っていると評価する市民を増やします。

*

【主要施策】

多様なサービスの充実と保育内容の質の向上

就労形態の多様化や地域の保育ニーズに対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスを提供するとともに、在宅での子育て家庭のニーズにも対応した保育サービスの充実を図ります。

また、障がいのある児童の受け入れなど保育内容の専門性と質の向上をめざした運営ができるよう保育所（園）への支援の充実を図り、地域の子どもが安心して過ごせる環境づくりを推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
一時保育実施事業	一時的または緊急的な理由により、家庭での保育が困難な子どもの一時的な保育を実施しています。保護者の就労形態や保育ニーズが多様化することで、一時保育の利用者の増加が見込まれるため、ニーズを踏まえ事業を拡大します。	児童福祉課
延長保育事業	通常の保育時間を越えて、保育を実施するもので、保護者の就労形態の多様化により、ニーズが高まり、入所希望児童が増加していることから、保育所の受け入れ体制の拡充を図ります。	児童福祉課

事業名	今後の取組み	担当課
障がい児保育事業	障がいの種類や程度に応じて保育を行うことができるよう、施設の整備や職員に対する専門的な研修を充実し、増加傾向にある障がい児の受け入れ体制の拡充を図ります。	児童福祉課
保育所地域活動事業	高齢者とのふれあい事業や異年齢児の交流事業等を通じ、地域に開かれた保育所として活動を展開していますが、各園でさまざまな事業を行うことで、より地域に開かれた園としての機能を活かせるよう工夫します。 また、保護者にとって身近な地域での相談・交流の場として定着するよう、地域住民にとって親しみやすい事業展開と活動の啓発を図ります。	児童福祉課
ファミリーサポートセンター事業	子育てと仕事の両立を図るため、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録し相互に援助する活動を促進します。 また、在宅で保育を行う家庭やひとり親家庭等すべての子育て家庭を支援するため活動の充実を図ります。今後も説明会等を通して会員の募集に努めるとともに、講習会等を開催し、会員の資質向上及び会員相互の連携に努めます。	児童福祉課
簡易保育施設補助事業	認可保育所を補完する機能をもつ認可外保育所の保育環境の改善と職員及び入所児童の処遇改善を図るため、運営に対する助成を引き続き行います。	児童福祉課
駅前保育施設運営助成事業	多様な保育ニーズに対応するため、民間企業による駅前保育施設（認可外保育）に対し、継続的な助成を実施することで、認可保育所に準じた保育施設、保育内容を確保します。	児童福祉課

保育所施設の整備・充実

老朽化施設の建替えや耐震化など、安全で快適な保育環境を確保するとともに、今後の保育需要の増加にも十分対応できるよう、施設や設備の維持・管理に努めます。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
保育所管理運営事業	施設の老朽化に伴い、保育環境の向上や耐震化等が必要な施設が増加していることから、計画的に財源を活用しながら修繕を行い、施設の安全性の確保を図ります。	児童福祉課

保育所運営に対する支援

待機児童の解消をはじめ、子どもの人権意識、豊かな感性や創造性を育む弾力的できめ細かな保育サービスの提供や保育所職員の処遇改善が図れるよう、民間保育施設等に対して支援に努めます。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
民間保育所運営助成事業	民間の認可保育所に運営助成を行うことにより、保育内容の充実をはじめ、職員の処遇並びに資質向上、施設の維持改善を図ります。	児童福祉課

放課後児童対策の充実

留守家庭児童会の受け入れ体制や運営内容の整備・充実、指導者の育成に努めるとともに、放課後における子どもの居場所の確保・充実に努めます。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
留守家庭児童会育成事業	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校1～4年生の子どもを対象に留守家庭児童会を設置しています。引き続き、ニーズの高まりにより増加する入所希望者に対応するための施設整備や事業内容、運営体制等の充実に努めます。	青少年・スポーツ課

(2) 仕事と生活の調和の実現をめざした取組みの推進

施策目標

- 企業への子育てに対する理解や協力を求める啓発を推進し、男女が共同して家庭責任が果たすことができる就労環境整備への働きかけなどを通じ、「一般事業主行動計画」を策定するなど、子育てと仕事を両立できる環境づくりに積極的に取り組む企業を増やします。
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の普及・啓発を図り、仕事と日常生活などのバランスがとれていると感じる市民を増やします。

【主要施策】

継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ

男女が仕事と子育てを両立しつつ、継続就労ができるよう、企業に対し子育てと仕事の両立に関する法制度の趣旨を啓発するとともに、子育てに対する理解と協力が得られるように努めます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する広報・啓発

男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため企業等に対してフレックスタイム制*、ワークシェアリング、在宅勤務等、多様な働き方について普及・啓発に努めます。

また、国や府との連携のもと、男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれた働き方ができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や次世代育成支援対策推進法などについて、企業や労働者に対し啓発や情報提供を図ります。

*フレックスタイム制：1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がある生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。

(3) 男女が共同し取り組む子育ての推進

施策目標

- 男女共同参画意識の啓発・普及の推進とともに、男性の育児への関わりを支援するなど、子育ての役割について、親として男女に関係なく共同で担うものという意識啓発を通じ、本市では子育てに男女が共同で関わる環境が整っていると評価する市民を増やします。

【主要施策】

男女共同参画に関する意識啓発、活動への支援の推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等や、男女共同参画の意識を定着させるため、家庭教育や学校教育、生涯学習などさまざまな場面において男女平等の意識啓発を図ります。

また、子育てをする女性がさまざまな分野で再チャレンジできるよう相談・情報提供などの支援を推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
男女共同参画フォーラム	男女共同参画社会の実現について、市民の理解を深め、自らの問題として関心を持ってもらえるよう、フォーラムの内容を工夫・継続して、男女共同参画のまちづくりを推進します。 また、女性が主体的に参画し、本来持っている能力を發揮できるよう支援するため、女性による実行委員会形式で運営します。	女性交流支援センター
子育て女性支援講座 【新規】	悩みや問題が女性共通の問題であり性別に起因する社会構造にあることに、子育てをしている女性が気づき、また、同じような状況にある女性達が出会い、語り、つながり、支えあい、自ら解決に向けて一歩が踏み出せるように講座を通じて支援します。	女性交流支援センター
男女共同参画フロア運営事業 【新規】	平成22年4月に、多世代交流ふれあいセンター内に、会議や活動が行える「男女共同参画フロア」を設置し、男女共同参画を推進する活動や、男女共同参画推進に賛同する団体の活動を支援します。	政策推進課

男性の子育て・家庭生活への参加促進

男女共同参画意識の普及・啓発の推進とともに、男性の家事や子育てへの参加など、男性の家庭生活への関わりを促進する機会の充実に努めます。

(1) 子育てに関する相談・援助体制の充実

施策目標

- 地域ぐるみでの子育て活動への支援による地域に密着したサービスを創出するとともに、市民自身の知識や技能などの力を積極的に活用し、市民主体の子育て活動を広げることを通じて、本市が地域の人や社会に支えられて安心して子育てできる環境が整っていると評価する市民を増やします。
- 保健・福祉・医療・教育などさまざまな分野が連携し、子育て支援に関わるネットワークを広げることで、子育てに悩みや不安を感じても、身近な地域で必要に応じ適切な相談援助、情報提供が受けられる環境が整っていると評価する市民を増やします。

【主要施策】

子育てに関する総合相談窓口の整備

すべての子育て家庭が、地域で安心して子育てに専念できるよう保健・福祉・医療・教育などの各分野が連携し、総合的な子育て相談支援・情報提供体制の充実を図ります。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
WEBコンテンツ 子育てガイド管理 事業	子育てに関する情報をホームページに掲載するとともに、子育て情報誌等の配布を通じて、子育て中の親子に必要な情報発信に努めます。 また、子育てサークルやNPO等関係機関と連携し、子育てに関する情報提供体制の環境を整備します。	児童福祉課

専門機関における相談機能の充実と連携の強化

家庭児童相談室や地域子育て支援センターや教育相談など、子育てや教育等の専門相談員による相談体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化し、相談・指導體制の充実を図ります。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
子育て等相談事業 (家庭児童相談室)	子育てに関する悩みごとや心配ごとを気軽に相談できるよう、家庭児童相談室を設置し、専門の相談員が相談業務に対応しています。 研修等を通して専門職員の資質向上を図るとともに、家庭児童相談室の広報に努め、子育てに関する相談体制の充実に努めます。	児童福祉課
地域子育て支援センター事業	在宅での子育て家庭に対する相談指導や子育て講座、遊びの広場、子育てサロン等の事業を実施し、育児不安等を解消するための支援を、市内2か所の保育所で行っています。 できるだけ多くの子育て家庭の利用を促進するため、在宅の子育て家庭の親が集まる地域の公園や施設に出向き、子育てに関する相談や情報交換の場を提供するなど、支援体制の充実に努めます。	児童福祉課
教育支援センター事業(教育相談、適応指導教室)	小・中学校教育に対する不安や心配を解消するため、教育に関する専門相談員による「教育相談」を実施するとともに、不登校児童・生徒に対し、教育の保障と学校への復帰を進めるため、「適応指導教室」を開設しています。 時代が変化してきても、保護者や児童・生徒の教育に関する心配や不安は依然みられることから、保護者や児童・生徒を取り巻く状況の変化に柔軟に対応し、最善と考えられる方法を判断し実施します。	教育支援センター

地域等における子育て相談支援機能の充実

地域子育て支援センターの相談機能の充実や民生児童委員(主任児童委員)*活動の充実を図っていきます。

* 民生児童委員(主任児童委員): 民生委員法等に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けて、地域住民の生活状態把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、児童の遊び場確保のための活動など、地域の福祉を高めるためのさまざまな自主活動を行ったり、関係行政機関とのパイプ役として幅広い活動をしている人のこと。

子育て支援のためのネットワーク化の推進

地域ぐるみの子育て支援活動を活発化し地域の子育て機能の強化を図るため、NPOやボランティアなど自主的な子育てグループによる活動を支援するとともに、協働して子育て家庭を応援します。

また、民生児童委員（主任児童委員）や社会福祉協議会、子育てサークルなど子育て家庭に身近なところで子育て支援活動を行う、さまざまな団体の情報の共有化や連携の促進などを図り、子育て支援のネットワーク化を推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
保育ボランティア	毎年養成講座の開催を通じ、登録人数（20人）の確保を図り、保護者が子育てについて学習できる場を充実する一方、子育て支援をしたい人の活動機会の創出を図ります。 「子育てふれあいルーム」や「幼児教室ぴよぴよクラブ」等の公民館主催講座の託児に保育ボランティアを活用し、活動の場の提供を図ります。	中央公民館
民間社会福祉活動振興助成	地域で子育て支援活動を行っているNPO及び市民活動団体、ボランティアグループ等の活動を引き続き支援し、地域福祉活動の振興や民間社会福祉活動の活性化を図ります。	社会福祉課 児童福祉課
地域福祉活動団体支援事業（民生児童委員協議会）	地域福祉活動において大きな役割を担う民生児童委員協議会の活動を引き続き支援し、地域の関係団体・機関と連携した相談支援の充実など、地域福祉活動の推進を図ります。 また、民生児童委員と、さまざまな関係機関との情報共有化とネットワークとの連携を一層強化します。 子育てを行う家庭に早期の段階から関われるよう、保健師との協力のもと活動に取り組みます。	社会福祉課
地域福祉活動団体支援事業（社会福祉協議会）	地域福祉活動の大きな担い手である社会福祉協議会の活動を引き続き支援し、児童福祉を含む生活福祉に視点を置いた支援など、地域福祉の推進を図ります。	社会福祉課
文庫連絡会補助事業	地域の子ども達に、気軽に本に親しめる機会の場づくりを図り、その指導のためのボランティアの確保・育成のための支援に引き続き取り組みます。	図書館
地域子育て支援センター事業（再掲）	81頁「地域子育て支援センター事業」参照。	児童福祉課

事業名	今後の取組み	担当課
つどいの広場助成事業	<p>親子の交流の場を提供し、子育て相談や子育てに関する講習会等を実施する「つどいの広場」を運営する団体等を引き続き支援します。</p> <p>子育て支援事業を実施している関係機関・団体、主任児童委員が連携し情報を共有しながら子育て家庭を支援する体制づくりに取り組みます。</p>	児童福祉課
子育て支援活動応援事業	<p>市内の子育てサークル・団体等の活動を引き続き支援し、子育てで悩みや不安を抱く保護者が身近な地域で気軽に交流できる場の創出を図ります。</p>	児童福祉課
子育て支援活動事業（幼児教室ぴよぴよクラブの企画運営）	<p>「幼児教室ぴよぴよクラブ」の企画運営を子育て支援団体とともに行うことで、団体の活動に対する支援を行っています。子育て支援活動に関わるNPO等の市民活動団体を増やし、これらの団体との協働による事業の推進により子育て支援のネットワークづくりに努めます。</p>	中央公民館

(2) 子育てに関する情報提供の充実

施策目標

- 親相互の交流や学習の機会等、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報や知識の普及を図ることで、本市は子育てに関する情報が得られやすい環境が整っていると評価する市民を増やします。

【主要施策】

多様な媒体、関係機関と連携した情報提供の促進

保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援サービスなどに関する情報を集約し、市民にわかりやすく情報提供するとともに、いつでもどこにいても必要な情報が入手できるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供方法の充実を図ります。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
WEBコンテンツ子育てガイド管理事業(再掲)	80頁「WEBコンテンツ子育てガイド管理事業」参照。	児童福祉課

(3) 子育てに関する学習機会の充実

施策目標

- 家庭において、子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会や、親子のきずなを深める体験・交流活動機会の充実を通じ、不安や負担を感じることなく自信をもって子育てに取り組んでいる市民を増やします。

【主要施策】

家庭教育の情報提供と機会の充実

家庭における教育力の向上や子育て機能の強化を図るため、関係機関と連携し、家庭教育の充実を図ります。

また、子育て中の親やこれから子どもをもつ人に対し、家庭教育に関する情報や学習機会の提供を充実するとともに、家庭教育の重要性に関する啓発を推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
家庭教育学級	子どもへの接し方や親育ちの大切さなどについて理解を深めるための講演や学習機会を充実します。 また、幼児教室「ぴよぴよクラブ」を市とともに企画運営する子育て支援団体の活動を引き続き支援し、母親だけでなく、父親も参加しやすい条件づくりを検討し、参加促進を図ります。	中央公民館

親子のふれあい体験機会の充実

子どもへの接し方、親育ちの大切さなどについて理解を深めるための講演会や学習会などを実施するとともに、そこで学んだことを実践できる環境づくりに努めます。

乳幼児期の家庭教育に関する学習機会の提供と、育児に関する情報提供や相談、交流などができる子育てに関する教室・講座の充実を図ります。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
子育て支援活動事業（子育てふれあいルームの開放）	親（保護者）と子のふれあい、親（保護者）同士の子育てを通じた交流あるいは学びの場を創出することを目的に、「子育てふれあいルーム」の児童室を一般開放し支援活動を実施しています。保育ボランティアを確保・養成し、安定した支援ができるよう体制の充実を図ります。	中央公民館

親意識の醸成

子育て世代に対しては、子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう親意識の醸成を図ります。一方、次代の親となる若い世代に対しては、子どもを生子、育てることの意義と喜びを理解し、親となることの大切さを実感・学習できる機会の充実を図ります。

4

次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくり

施策目標

- 市民すべてがあらゆる場面において、子どもの権利に対する理解を深め人権意識を高める取り組みを通じ、本市が子どもの人権を常に尊重し、その健全な育ちを支える環境が整っているまちであると評価する市民を増やします。

【主要施策】

生命・人権を大切にする教育・保育の推進

就学前から学校教育・生涯学習に至るまで、子どもの権利に関する理解を深め、人権意識を高めていくための人権教育・保育の充実を図ります。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
障がい者児の人権を考えるひろば	「国際障害者年」と「障害者週間」を啓発するとともに、障がい者(児)と障がいがない市民との交流を通じて幅広く人権を考える機会を提供する催しを開催しています。 障がい者(児)とのスポーツ交流や障がい当事者による講演等体験型の事業など、子どもや子育て層、人権に関心の低い市民などの参加を促進する取組みを充実します。	障がい福祉課

相談・支援体制の充実

思春期の児童・生徒が抱えている不安や悩みに耳を傾け、不安感を少しでも和らげるため、相談・支援体制の充実を図り、児童・生徒の健全な育成を図ります。

子どもの意見表明・意見反映の機会の提供

次代の長岡京市を担っていく子どもに、地域社会に対しふだん考えていることや意見を、子どもの視点から積極的に発言し、子ども自身が意見表明できる機会を関係機関の連携により充実し、子どもの視点を積極的に取り入れたまちづくりを推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
教育支援センター事業（私の主張発表大会）	小学生・中学生が日常生活の中で考えていることや感じていること、また、大人や社会に向けて訴え、主張したいと思っていることを発表する機会として「私の主張発表大会」を開催しています 引き続き小・中学校の理解と協力のもと発表の機会を設けるとともに、本市の青少年健全育成関係団体と連携し事業を充実します。	教育支援センター

(2) 子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実

施策目標

- 学校は、基礎学力の向上や子どもが主体的・自律的に行動する力を養うことができるよう教育内容を創意工夫することにより、子どもの個性と能力を伸ばす教育に積極的に取り組み、地域に開かれた専門的な教育機能を発揮していると評価する市民を増やします。

【主要施策】

地域に開かれた学校づくりの推進

地域の身近な学校教育施設の開放を積極的に進め、子どもと大人がともに取り組めるスポーツやレクリエーションの活動の場としてそれらを活用した事業の推進を図ります。

また、身近な自然や文化、地域のさまざまな人々との関わりを通して児童が豊かな心情を培うとともに、心豊かでねばり強く、物事に主体的に関わることができる健全な児童の育成を推進します。

生きる力を育む学校教育の推進

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力（生きる力）を養うとともに、地域の大人や子どもそれぞれが豊かな情操を育み、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校教育の充実を図ります。

また、学校教育では、基礎学力の向上を図るとともに、多様な体験機会を積極的に取り入れた教育内容の充実を図り、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
教育支援センター事業（英語暗唱大会、小学生アイデア作品展）	子どもたちの心豊かな成長を願い、子どもを主体とした事業を通じて、青少年の健全育成を図ることを目的に、「英語暗唱大会」や「小学生アイデア作品展」を開催しています 引き続き小・中学校の理解と協力のもと児童・生徒の参加の機会を設けるとともに、本市の青少年健全育成関係団体と連携し事業を充実します。	教育支援センター

特別支援教育の充実

特別な支援を要する児童・生徒の教育的ニーズを把握し、自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立った教育を推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
就学援助支援事業	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に就学奨励費を給付し、特別支援教育の普及奨励を図ります。	学校教育課
教育支援センター事業（就学指導委員会）	子どもたちの就学について、障害の種別・程度、望ましい学習環境等を専門的な見地から総合的に判断し、適正な就学について審議を行う就学指導委員会を引き続き運営します。	教育支援センター

(3) 子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実

施策目標

- 地域の特性や特色を生かした体験学習や交流活動などの機会の充実を図ることを通じ、本市の子どもに豊かな心やねばり強く生きる力が育まれていると評価する市民を増やします。

【主要施策】

多様な体験機会の充実

自然をはじめ、地域の資源や人材などを活用し、大人と子どもが協働したさまざまな体験活動や交流活動を通して、子どもの生きる力を培います。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
長岡京市少年少女 発明クラブ	子どもたちに科学的な興味と関心をもたせる場を提供し、科学的なものの見方や物づくりの工夫・発想を醸成するとともに、市内小学校間の交流を目的に実施している事業です。 今後は、子どもたちの自由な発想のもと、完成品を使った創意工夫をする能力を高め、一層創造性豊かな人間形成に向けた取組みを推進します。	中央公民館
図書館行事推進事業（えほんのひろば、子どもの広場おはなしとブックトーク、身近な科学遊び、子どもの本を読む会、読書講演会）	図書や読書に関連する行事を行うことを通じ、本との出会い場を提供し、読む習慣を育成するとともに、本の読み聞かせ等を通じ子どもの情緒を豊かに育み、親子で共に成長することをめざした事業です。図書や読書に関する行事を定例化することで、図書への利用頻度と情報提供を充実していますが、事業についてより広く周知するよう啓発の工夫に努めます。	図書館
自然とのふれあい事業	スターウォッチングやバードウォッチングなど自然と親しむ活動を通して、身近な自然環境に関心を持ち、環境保全意識の高揚を図る事業で、年々参加者が固定する傾向があり、新規参加者の拡大を図るため、事業内容について市ホームページ等で市民啓発を推進します。 また、長岡京市の自然環境の広報に努め、市民の自然環境への保全意識の向上を図ります。	環境政策推進課

事業名	今後の取組み	担当課
児童館各種体験学習教室事業	事業に対するニーズの動向を見極めながら、体験学習(小学生キャンプ教室・子どもフェスティバル・児童館合宿・手作り教室・料理教室・もちつき大会・和洋折衷等)やくらぶ活動(習字くらぶ・和太鼓くらぶ・ヒップホップダンス教室)などの各種体験学習の場を適切に提供し、児童の健全育成を図ります。	北開田児童館
市老人クラブ連合会「多世代の交流」事業	戦争体験を伝える平和教育や秋の収穫体験「いも掘り体験学習」、昔遊びや給食交流、神足小学校パソコンクラブ活動支援など、高齢者の知識・経験を活用し、高齢者と多世代が連携・協調できる機会や場を創出する事業です。 引き続き、保育所や幼稚園、学校などの理解・協力のもと、高齢者とともに多様な体験ができる交流機会の充実を図ります。	高齢介護課
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に小学校施設を活用して、地域の住民の参画により、子どもたちに学びや体験、交流の機会を提供する事業です。事業に関する広報の強化等を図り、ボランティアによる指導者の確保や活動プログラムの発掘を図ります。 また、学校や地域との連携を強化し、地域により事業が偏らないよう実施します。	青少年・スポーツ課
西山ファミリー環境探検隊事業【新規】	平成19年度から運営を開始した事業で、「やってみよう・作ってみよう・考えてみよう」をテーマに、親子を対象に「西山親子環境探検隊」を募集し、西山での環境体験を通して、里山を守り、育み、活かす心を育てることをめざしています。	環境政策推進課
保育所地域活動事業(再掲)	75頁「保育所地域活動事業」参照。	児童福祉課

スポーツ・レクリエーション活動の充実

子ども会や総合型地域スポーツクラブなどの活動を通じて、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動や体験活動などを推進し、子どもに感性豊かな人間性や生きる力を培う基礎となる健康、体力の育成を図ります。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
指導者育成事業	子供会等の団体活動を通じて、さまざまな体験活動やスポーツ活動を推進するため、子供会リーダーの養成や青少年団体の育成を図ります。	青少年・スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ育成事業	総合型地域スポーツクラブでは、市民のニーズに合わせたスポーツ・レクリエーション活動を提供し、さまざまな活動を通じて、子どもに感性豊かな人間性や生きる力を培う基礎となる健康、体力の育成を図ることを趣旨に取り組んでおり、広報活動を充実し、事業の浸透を図ります。 また、既存団体の活動やイベントを見直し、クラブ活動の拠点整備など活動の充実を図ります。	青少年・スポーツ課

遊び環境の整備・充実

子どもが「遊び」を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、安全にのびのびと遊ぶことができる環境の整備を推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
児童館機能の充実事業	単なる遊び場としての機能にとどまらず、教育相談の実施、幼児をもつ保護者間の交流を目的とした教室の開催等、家庭・保護者の教育力の向上をめざした事業を実施します。	北開田児童館
公園緑地整備事業	子どもや親子が安心して遊び、また、子ども同士の交流の場として都市公園等の施設整備の充実を図り、子どもたちが緑豊かな自然の中でのびのびと遊べる環境を整備します。	都市整備課

(4) 子どもの健全な成長を支援する環境の充実

施策目標

- 若い世代が将来に夢と希望をもてるよう、職業観・勤労意識を培う教育とともに、家庭にひきこもりがちな若い世代に対して自立に向けた支援を推進することを通じ、本市が次代を担う世代の育成に積極的に取り組んでいると評価する市民を増やします。
- 家庭や地域と学校、行政が連携し、地域社会全体で若い世代を温かく見守り、地域の教育機能を高める取組みの推進を通じ、本市では、次代を担う世代が心豊かでたくましく健やかに成長できる環境が整っていると評価する市民を増やします。

【主要施策】

子どもの自立を促す支援事業の推進

フリーターなど定職に就かない若い世代に対し職業観・勤労意識を培う教育を推進するとともに、失敗や挫折、社会との葛藤などにより家庭に閉じこもりがちな若い世代についても、自尊感情や自己肯定感を育み、外部と積極的な交流をもつことができるように自立に向けた支援に取り組みます。

子どもの健全育成活動の推進

家庭や学校での教育だけでなく、市民一人ひとりが子どもの健全育成に理解を深め、家庭・学校・地域が連携した子どもの健全育成を図るまちづくりを推進します。

< 主要事業 >

事業名	今後の取組み	担当課
青少年健全育成推進協議会事業	青少年健全育成推進協議会を核とした地域での自主的な活動を支援するとともに、青少年健全育成に関する啓発活動を実施する事業です。 活動の基本は地域密着型であることから、各校区の各種団体において積極的に活動内容を企画し運営するよう事業の実施を図ります。	青少年・スポーツ課

(5) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の充実

施策目標

- 交通事故や凶悪犯罪などから子どもを守り、青少年が健全に育つことのできる望ましい社会環境の整備を関係機関・団体と連携・推進することを通じ、子どもをはじめ、本市に暮らすすべての人々が安心・安全に暮らすことのできる環境が整っていると評価する市民を増やします。

【主要施策】

交通安全対策の推進

子どもや高齢者、障がいのある人を含めたすべての市民の安全で快適な交通環境を確保するため、関係機関に働きかけ、歩道及びその他の交通安全施設の整備に努めます。

<主要事業>

事業名	今後の取組み	担当課
通学安全対策事業 (再掲)	69頁「通学安全対策事業」参照。	学校教育課
幼児、小・中学校 交通安全教育(再 掲)	70頁「幼児、小・中学校交通安全教育」参照。	土木課

子どもが犯罪等に巻き込まれない地域づくり

「地域の子どもは地域で守る」との考え方のもと、子どもが凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組みを推進します。

(1) 保育サービス等の目標事業量

次に掲げる保育サービスについては、事業目標量を設定し、本計画の目標年度である平成26年度末までに、それらの目標達成に向けて取り組みます。

事業名	概要	単位	現状	目標値
			平成21年	平成26年
通常保育事業	保護者が働いていたり、病気などの理由で、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育所において保育を実施。	定員 人	1,200 1,121 (入所者数)	1,200
特定保育事業	保護者のパートタイムなどの就労により保育が困難な就学前児童について、週2～3日程度または、午前もしくは午後のみなどの柔軟な保育を実施する事業。	実施 か所 人	0 0	- -
延長保育事業	保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間(11時間)を超えて保育園で子どもを預かってほしい場合に時間を延長して保育を実施。	実施 か所 人	2 380	1 3 620 (利用者数)
夜間保育事業	開所時間がおおむね午後10時までの時間もしくはそれを超えて保育を行う事業	実施 か所 人	1 1	1 39
子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	保護者が仕事などの理由により、帰宅が夜間にわたる場合や、休日に不在の場合などで、子どもに対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、子どもを児童養護施設等で預かる事業。	実施 か所 人	0 0	- -
休日保育事業	就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日などに勤務している保護者のため、日曜日・祝日などにおいて保育を実施。	実施 か所 人	1 2	1 39
病児・病後児保育事業	現在保育所に通所中の子どもが病気の「回復期に至らない場合」かつ当面の症状に急変が認められない場合(病児)、「回復期」にあり集団保育できない場合(病後児)一時的に保育を行う事業。施設型には、医療機関などに保育機能を付加するものと、保育所に病後児保育室を併設し、専門の看護師や保育士等を配置して行う保育所併設型がある。	実施 か所 定員 人	0 2(病児) 1 (病後児) 0 2(病児) 4 (病後児)	1 2(病児) 1 (病後児) 4 2(病児) 4 (病後児)

1 神足保育所を予定。

2 病児保育実施に向けて調整。

事業名	概要	単位	現状	目標値
			平成 21年	平成 26年
放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	就労等の理由で、昼間、保護者が不在である概ね10歳未満の児童を学校やその他の施設等で放課後一定時間保育する事業。	実施 か所	12	13
		人	709	652
地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型)	乳幼児と保護者の交流の場の提供と交流の促進、子育てについての相談、情報の提供、子育てに関する講習会等を行っている事業。また、支援センターでは子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、関係機関や子育て支援団体等と連携し、地域に出向いた活動を実施。	実施 か所	4	4
一時預かり事業	保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った等の緊急的保育サービスとして、一時的にお子さんを保育所で預かる事業。	実施 か所	5	5
		日数	4,028	4,600
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の病気や仕事等の社会的理由により、一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間(7日間程度)預かり、保護者に代わって児童の養育を行う事業。	実施 か所	0	-
		人	0	-
ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織。	実施 か所	1	1

(2) 取り組み実施事業の今後の方向

基本目標（施策の方向） 主要施策	事業名	目標 平成22～26年度
1(1)	妊婦健康診査事業	継続
	両親教室事業	継続
	不妊治療の給付事業	継続
1(1)	新生児訪問事業	質的改善
	育児支援事業（母子健康手帳、子育てふれあい教室、離乳食教室、10か月児教室、1歳3か月児教室）	継続
	乳幼児健診事業	継続
	親子健康相談	継続
	ことばの相談・心理発達相談・ことばとあそびの教室	継続
	医師発達相談	継続
	発達障がい児等支援（すくすく5歳児相談）事業	新規
1(1)	食育推進事業	新規
1(1)	育児支援事業（1歳3か月児教室）【再掲】	継続
	乳幼児健診事業（3歳6か月児健診、1歳8か月児健診）【再掲】	継続
1(1)	母子医療費支給事業	質的改善
	子育て支援医療費助成事業	継続
1(2)	育児支援家庭訪問事業	継続
	長岡京市要保護児童対策地域協議会	継続
1(2)	母子福祉団体補助事業	継続
	母子家庭奨学金等支給事業	継続
	母子家庭自立支援給付金事業	継続
	母子自立支援相談事業	継続
1(2)	障がい者サービス利用支援事業	継続
	障がい者（児）移動支援事業	継続
	障がい者（児）デイサービス事業	継続
	障がい者（児）短期入所事業	量的拡大
	福祉機器等給付事業	質的改善
	日常生活用具の給付・貸与	質的改善
	「障がい者福祉のしおり」の発行	継続
	障がい者等に対する就労支援のあり方検討	縮小
	養護学校卒業予定者の進路に関する支援	継続
	授産施設、共同作業所等の拡充	継続
	障がい者愛のタクシー扶助事業	継続
	心身障がい児通園事業（集団療育の充実）	継続
	障がい児相談支援事業	継続
	障害者ネットワーク連絡調整会議	質的改善
重症心身障がい者及び自閉症に対する支援のあり方の検討	継続	
1(3)	通学安全対策事業	継続
	幼児、小・中学校交通安全教育	縮小
1(4)	母子医療費支給事業【再掲】	質的改善
	子育て支援医療費助成事業【再掲】	継続

基本目標（施策の方向） 主要施策	事業名	目標 平成22～26年度
1（4）	幼稚園就園助成事業	継続
	幼稚園設備費補助事業	継続
	私立幼稚園心身障がい児教育振興補助金事業	継続
	小学校就学の援助事業・中学校就学の援助事業	継続
1（4）	乳児保育委託助成事業	継続
1（4）	児童手当等支給事業	継続
	障がい児福祉手当	継続
	生活助成金支給事業（障がい者・母子家庭）	質的改善
	心身障がい者扶養共済補助制度	継続
1（4）	技能修得資金等支給事業	継続
	母子家庭奨学金等支給事業【再掲】	継続
2（1）	一時保育実施事業	継続
	延長保育事業	継続
	障がい児保育事業	継続
	保育所地域活動事業	継続
	ファミリーサポートセンター事業	継続
	簡易保育施設補助事業	継続
	駅前保育施設運営助成事業	継続
2（1）	保育所管理運営事業	継続
2（1）	民間保育所運営助成事業	継続
2（1）	留守家庭児童会育成事業	継続
2（3）	男女共同参画フォーラム	継続
	子育て女性支援講座	新規
	男女共同参画フロア運営事業	新規
3（1）	WEBコンテンツ子育てガイド管理事業	継続
3（1）	子育て等相談業務（家庭児童相談室）	継続
	地域子育て支援センター事業	継続
	教育支援センター事業（教育相談、適応指導教室）	継続
3（1）	保育ボランティア	継続
	民間社会福祉活動振興助成	継続
	地域福祉活動団体支援事業（民生児童委員協議会）	継続
	地域福祉活動団体支援事業（社会福祉協議会）	継続
	文庫連絡会補助事業	継続
	地域子育て支援センター事業【再掲】	継続
	つどいの広場助成事業	継続
	子育て支援活動応援事業	継続
	子育て支援活動事業（幼児教室ぴよぴよクラブの企画運営）	継続
3（2）	WEBコンテンツ子育てガイド管理【再掲】	継続
3（3）	家庭教育学級	継続
3（3）	子育て支援活動事業（子育てふれあいルームの開放）	継続

基本目標（施策の方向） 主要施策	事業名	目標 平成22～26年度
4（1）	障がい者児の人権を考えるひろば	継続
4（1）	教育支援センター事業（私の主張発表大会）	継続
4（2）	教育支援センター事業（英語暗唱大会、小学生アイデア作品展）	継続
4（2）	就学援助支援事業	継続
	教育支援センター事業（就学指導委員会）	継続
4（3）	長岡京市少年少女発明クラブ	継続
	図書館行事推進事業（えほんのひろば、子どもの広場、おはなしとブックトーク、身近な科学遊び、子どもの本を読む会、読書講演会）	量的拡大
	自然とのふれあい事業（バードウォッチング、スターウォッチング）	継続
	児童館各種体験学習教室事業	継続
	市老人クラブ連合会「多世代の交流」事業	継続
	放課後子ども教室推進事業	継続
	西山ファミリー環境探検隊事業	新規
	保育所地域活動事業【再掲】	継続
	4（3）	指導者育成事業
4（3）	総合型地域スポーツクラブ育成事業	継続
	児童館機能の充実事業	継続
4（3）	公園緑地整備事業	継続
	青少年健全育成推進協議会事業	継続
4（4）	通学路安全対策事業【再掲】	継続
	幼児、小・中学校交通安全教育【再掲】	縮小